会計監査に関する訓令の制定について(例規通達)

平成 16年5月18日

群本例規第30号(会)警察本部長

[沿革]

平成23年5月群本例規第18号(会)改正

このたび、会計監査に関する訓令(平成 16 年群馬県警察本部訓令甲第 17 号。以下「訓令」という。)が制定されたところであるが、訓令の制定の趣旨及び運用上の留意事項は次のとおりであるから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

今般、会計の監査に関する規則(平成 16 年国家公安委員会規則第9号)が制定されたことから、群馬県警察における会計の監査(以下「会計監査」という。)に関し必要な事項を定め、その充実及び強化を図るとともに、警察の予算に係る会計経理の適正を期することとしたものである。

第2 運用上の留意事項

1 会計監査実施計画(第2条)

警察本部長(以下「本部長」という。)は、毎年度、会計監査を実施する1箇月前までに会計監査実施計画を作成しなければならない。

- 2 実施(第4条)
 - (1) 会計監査の実施に関する責任者は、本部長とする。
 - (2) 会計監査の対象所属はすべての所属とし、対象業務は国費及び県費に係るすべての会計業務とする。
- 3 公安委員会への報告(第7条)
 - (1) 本部長は、群馬県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対し会計監査の 実施状況を報告する場合において、現に会計監査を継続中の所属があるときは、当 該継続中の所属の状況も含めて行わなければならない。
 - (2) 本部長は、公安委員会に対する会計監査の実施状況の報告は、訓令第4条第1 項ただし書の規定により会計監査を実施した場合又は公安委員会に報告すべき事案 が発見された場合においても行わなければならない。